

平成27年 第2回 飯塚市議会定例会 追加議案(その2)

和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)

福岡地方裁判所において継続中の明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟及び訴訟に関連する問題並びに明星寺地区ごみ撤去問題を一体として全面的な解決を図るための和解について、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年3月5日提出

飯塚市長 齊 藤 守 史

1 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要

(1) 訴訟事件名

- ① 福岡地方裁判所平成24年(行ウ)第94号措置命令取消し等請求事件
- ② 福岡地方裁判所平成25年(行ウ)第28号不作為違法無効確認等請求事件
- ③ 福岡地方裁判所平成26年(行ウ)第2号措置命令取消請求事件

(2) 当事者

原告 福岡県飯塚市 [REDACTED]

[REDACTED]

被告 飯塚市

2 明星寺地区ごみ撤去問題概要

明星寺地区採石場周辺地にごみが埋設されており、[REDACTED]

[REDACTED]が飯塚市に対し求めているごみの撤去又は撤去に代わる損害賠償について、その損害賠償請求権の存在について争っている問題。

3 和解当事者

甲 飯塚市

乙1 福岡県飯塚市 [REDACTED]

[REDACTED]

乙2 福岡県飯塚市 [REDACTED]

4 和解内容

第1条（土地売買）

- 1 乙1は、甲に対し、本日、別紙物件目録1記載の土地を代金1931万7200円と定めて売り渡し、甲は、これを買い受ける。
- 2 乙2は、甲に対し、本日、別紙物件目録2記載の土地を代金2774万5200円と定めて売り渡し、甲は、これを買い受ける。
- 3 乙3は、甲に対し、本日、別紙物件目録3記載の土地を代金130万0600円と定めて売り渡し、甲は、これを買い受ける。

第2条（所有権移転時期）

前条に定める別紙物件目録1ないし3記載の土地（以下「本件各土地」という。）の所有権は、所有権移転登記手続き完了と同時に売主から買主に移転する。

第3条（公簿売買）

第1条に定める売買は、公簿上の面積による。実測の結果公簿面積と実測面積が相違する場合においても、買主及び売主は第1条に定める売買代金の増減を請求することはできない。

第4条（引き渡し）

- 1 乙らは、本合意成立後、速やかに、本件各土地上における営業を終了する。
- 2 乙らは、平成27年5月10日までに、本件各土地上に存する土留めのための構造物を除く全ての構造物（基礎部分を含む）・機械・設備類全てを撤去する作業に着手し、平成27年12月25日までに撤去の作業を完了する。
- 3 乙らは、平成27年12月25日限り、本件各土地全てについて、林地開発計画及び岩石採取計画について、その計画変更手続、変更後の計画に基づく緑地の整備、調整池整備、囲ため池の再整備、前記整備後の福岡県に基づく完了検査の合格の諸措置を行う。
- 4 乙らは、平成27年12月25日限り、前3項に基づく諸措置を終了した上で、本件各土地を引き渡す。

第5条（瑕疵担保責任免除特約）

乙らは、甲に対して、本件各土地について、瑕疵担保責任を一切負わないも

のとする。

第6条（所有権移転登記手続）

- 1 乙らは、甲に対し、平成27年12月25日限り、本件各土地全てについて、根抵当権設定登記その他一切の権利負担登記（但し、別紙物件目録1-6及び同2-13上の地役権設定登記を除く）を抹消した上で、所有権移転登記手続きに必要な書類一切を交付する。
- 2 前項に定める権利負担登記の抹消登記手続の費用は乙らの負担とする。
- 3 第1項に定める所有権移転登記手続の費用は甲の負担とする。

第7条（代金支払い）

甲は、乙らに対して、第4条及び第6条の引き渡し並びに所有権移転登記が完了した後、14日以内に第1条に定める土地売買代金を、乙らの指定する乙ら代理人弁護士名義の銀行預金口座に振り込む方法により支払う。但し、送金費用は甲の負担とする。

第8条（和解金）

甲は、乙1に対して、本件紛争に関する和解金（以下「本件和解金」という。）として、金1億2763万7000円の支払い義務のあることを認め、これを以下のとおり、乙1が指定する乙ら代理人弁護士名義の銀行預金口座に振り込む方法により支払う。但し、振込費用は甲の負担とする。

- (1) 平成27年4月3日限り、本件和解金（土地代金を含まない）の50%に相当する金額（金6381万8500円）を支払う。
- (2) 第4条2項に定める構造物の撤去が完了し、これを甲において確認した後14日以内に、本件和解金（土地代金を含まない）の50%に相当する金額（金6381万8500円）を支払う。但し、甲は、乙らより第4条2項に定める構造物等の撤去が完了した旨の通知があった場合には、速やかに確認を完了する。

第9条（訴訟取下げ）

- 1 乙1は、本合意成立後10日以内に、甲に対する本件訴訟を全て取り下げる、甲は、これに同意する。
- 2 本件訴訟に関する訴訟費用及び弁護士費用は、各自の負担とし、互いに相手方に対してこれを請求しない。

第10条（道路利用等）

- 1 乙らにおいて、本件訴訟において対象となった道路について、本合意履行に必要な作業のために大型車両を通行させる場合には、道路法及び車両

制限令所定の行政上の手続きを経た上で、周辺道路の道路交通の安全を確保するための措置をとる。

2 前項の場合においては、乙らは、甲において付与する道路交通の安全のための条件付与その他の措置について、その指導に従う。

第11条（契約の解除）

1 甲は、乙らにおいて、乙らの責めに帰すべき事由により本合意書第4条及び第6条に定める義務を履行しない場合には、1ヶ月の猶予をおいて履行を催告し、なお履行しない場合には、本合意全てを解除することができる。

2 甲において前項に基づき、本合意を解除した場合には、乙らは、連帯して、すでに受領した金員全額を甲に返還する。

第12条（本件ごみ問題の終結）

甲と乙らとは、本合意成立により、甲と乙らとの間の本件ごみ問題が全て解決したことを確認し、乙らは、甲に対し、本書面に定める他、何らの請求をしない。

第13条（紛争の終結）

甲と乙らとは、本合意成立により、本件紛争が全て円満に解決したことを確認し、本件紛争に関し、本書面に定める他、甲と乙1、乙2及び乙3との間になんらの債権債務のないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書2通を作成し、甲・乙らにおいて各1通所持する。

別紙物件目録1

1 所 在 飯塚市明星寺字姿

地 番 23番3

地 目 原野

地 積 324平方メートル

2 所 在 飯塚市明星寺字姿

地 番 24番

地 目 雜種地

地 積 1563平方メートル

3 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番10
地 目 山林
地 積 2793平方メートル

4 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番69
地 目 原野
地 積 5559平方メートル

5 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番72
地 目 原野
地 積 3133平方メートル

6 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番74
地 目 原野
地 積 234平方メートル

7 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番76
地 目 原野
地 積 181平方メートル

8 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番98
地 目 原野
地 積 11平方メートル

別紙物件目録2

9 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番6
地 目 山林
地 積 1227平方メートル

10 所 在 飯塚市明星寺字団
地 番 1567番33
地 目 山林

地 積 5198 平方メートル
11 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番55
地 目 山林
地 積 653 平方メートル
12 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番57
地 目 原野
地 積 8344 平方メートル
13 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番66
地 目 原野
地 積 100 平方メートル
14 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番67
地 目 原野
地 積 44 平方メートル
15 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番71
地 目 原野
地 積 708 平方メートル
16 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番78
地 目 原野
地 積 178 平方メートル
17 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番80
地 目 原野
地 積 3366 平方メートル

別紙物件目録 3

18 所 在 飯塚市明星寺字囲
地 番 1567番70

地 目 原野

地 積 929 平方メートル

提案理由

飯塚市に対して提起されている①措置命令取消し等請求事件、②不作為違法無効確認等請求事件、③措置命令取消請求事件及びこれに関連する問題並びに明星寺地区ごみ撤去問題について、和解当事者間でこれらを一体として全面的な解決を図る協議を行ってきた結果、和解が整ったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号、第12号及び第13号並びに飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定により、本案を提出するものである。

明星寺地区採石場周辺図

